

明する予定です。  
現在の状況では、学校関係で児童生徒が立ち寄る箇所、社会教育施設で一般市民が使用する箇所、飛散の恐れがある箇所はありません。  
ただし、サンプル分析の結果、アスベストを含むという結果が出た場合には、状況によって対策をしていかなければならないと考えています。

**佐竹徳美術館(仮称)牛窓支所4階に  
来年度準備委員会を設置し  
早期開館を目指す**

ご遺族の方などと協議を行い、



2年前、牛窓で開かれた「佐竹徳絵画展」。佐竹徳画伯は、名誉市民でもあります

美術館の場所を牛窓支所の4階、旧牛窓町の議場があったフロアを改修し、博物館法にのっとった美術館とする方向で了承を得ることができました。  
今後、美術館の開館に向けて協議を進めることとなります。来年度には準備委員会を設置し、早期の開館を目指して諸準備を進めていく予定です。

**市内幼稚園の3歳児保育  
来年度は9園で実施予定**

本年度からある程度の人数が確保できること、現在の施設の活用で収容が可能であることを条件に、牛窓東・邑久・今城・国府・行幸幼稚園の5園で現在3歳児保育を行っています。

来年度は、本年度実施の5園のほか、牛窓西・牛窓北・玉津・美和幼稚園の4園で実施する予定です。

ただし、加配は行わず現在の教職員での対応を前提としているため、園によっては3歳児と4歳児、あるいは4歳児と5歳児を複式で保育する園もでてきます。  
3歳児の募集定員は、1クラス

20人を上限に各園の教職員数や施設の収容能力などを勘案して決めています。園によっては本年度いろいろ問題になりましたが、入園者を抽選で決定する予定です。

**児童・生徒の登下校の安全確保**

11月24日に県教育庁から出された「児童生徒の登下校中の安全確保について」の文書を、市内全幼稚園・小学校・中学校に配布し、通学路の安全点検や児童・生徒への指導を依頼。下校時には必ず複数で下校することの徹底や、最終的に一人になって帰宅する子どもへの把握と、保護者・地域への協力の



元気に遊ぶ邑久幼稚園の3歳児



玉津地区でのパトロールの様子。子どもたちの安全確保には、地域の皆さんの見守りも大切になってきます

# 税制改正



**平成17年分からの所得税・平成18年度分からの住民税**  
▽主な改正事項

○雑所得の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、65歳以上の人に対して上乗せされて適用される部分が廃止となりましたが、最低控除額70万円については、65歳以上の人については50万円加

公的年金等に係る雑所得の金額=①×②-③

◇65歳以上

	①公的年金の収入金額の合計額	②割合	③控除額
改正前	1,400,000円までの場合は所得金額は0円となります		
	1,400,001円～2,599,999円	100%	1,400,000円
	2,600,000円～4,599,999円	75%	750,000円
	4,600,000円～8,199,999円	85%	1,210,000円
	8,200,000円以上	95%	2,030,000円
改正後	1,200,000円までの場合は所得金額は0円となります		
	1,200,001円～3,299,999円	100%	1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

◇65歳未満

	①公的年金の収入金額の合計額	②割合	③控除額
改正がありません	700,000円までの場合は所得金額は0円となります		
	700,001円～1,299,999円	100%	700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

算し、120万円とする  
特例措置が講じられました。

○老年者控除(所得税50万円、住民税48万円)が廃止となりました。  
平成18年度分からの住民税  
▽主な改正事項  
○定率減税が2分の1に縮小されます。

◆改正前  
定率減税額控除前の個人住民税所得割額×15%(最高4万円)  
◆改正後  
定率減税額控除前の個人住民税所得割額×7.5%(最高2万円)

○国民年金保険料について  
社会保険料控除を受ける場合には、確定申告か年末調整の際に、国民年金保険料の支払いをした旨を証明する書類の添付などが義務付けられました。

○65歳以上の人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置は、18年度分の個人住民税から段階的に廃止されます。  
平成17年1月1日で65歳に達していた人の税額が、18年度分は3分の1、19年度分は3分の2、20年度分からは全額課税されます。

○均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、夫と同じ市内に住所を有する人の均等割は、17年度分は2分の1が課税されましたが、18年度分からは全額(4,500円)課税されます。